
役員（理事・監事）等の給与報酬規程

社会福祉法人 大倭安宿苑

役員（理事・監事）等の給与報酬規程

（適用範囲）

第1条 この規程は役員（理事・監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の給与及び報酬並びに交通費及び旅費について定めるものとする。

2 前項についてはそれぞれの地位にあることのみによって適用せず、勤務等実態に応じて支給するものとする。

（給与及び報酬等）

第2条 役員等の給与又は報酬について、予算の範囲内において次の額を支給することができる。

（1）理事長

（ア）常勤の場合 月額 100万円以内のこと

（イ）非常勤の場合 月額 10万円以内のこと

（2）理事・監事

（ア）常勤の場合 月額 80万円以内のこと

（イ）非常勤の場合 日額 2万円以内のこと

（3）評議員 日額 2万円以内のこと

2 常勤役員への支給方法等は、職員給与規程に準じ、当月分の報酬の支給は毎月20日とする。ただし、支給日が休日に当る時は繰上げて支給する。また報酬の支給は、通貨又は銀行その他の金融機関に設けられている預金口座への振込みの方法により支給し、その報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

3 非常勤役員並びに評議員には、会議等に出席した場合は、その都度現金にて支給する。

4 非常勤役員並びに評議員には、同日にあわせて法人の業務を行った場合には第1項(2)(3)の報酬を重複して支給しない。

5 役員等に、実費相当の交通費を支給することができる。

6 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。

（旅費）

第3条 役員等への法人業務による出張の旅費は、別表のとおりとする。

（公表）

第4条 本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は評議員会の議決を経て行う。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成5年8月20日から施行する。

平成10年 2月10日一部改正

平成16年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成19年 9月 1日一部改正

平成22年 6月 1日一部改正

平成26年 4 月 1 日一部改正
平成29年 6 月12日一部改正
令和 4年 3 月25日一部改正

(別表)

旅費・日当・宿泊料の額

(単位：円)

役職区分	種 類	旅費	宿 泊 料		日 当
			指定料金	指定外料金	
理事・監事	特急・指定	実 費	実 費	13,000	5,000
評 議 員	特急・指定	実 費	実 費	13,000	5,000
参与・顧問	特急・指定	実 費	実 費	13,000	5,000

* ただし、東海道・山陽新幹線利用の場合は、「のぞみ」を基準とする。